■Root WiMAX契約約款の変更(2023/7/27 付)における新旧対照表

※(略)については変更なし

変更前変更後

Root WiMAX 契約約款

初版

2022 年 8 月 1 日 株式会社グランデータ

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。2から3まで (略)

(約款の掲示)

第3条

(略)

(用語の定義)

第4条

 $1 \sim 7$ (略)

8 無線基地局設備

無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの

- (1) 無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合 する無線基地局設備(提携事業者が設置するものに限り ます。以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。)
- (2) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。以下「5G基地局設備」といいます。)
- (3) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE基地局設備」といいます。)

9 特定データ通信機器

Root WiMAX 契約約款

2023 年 7 月 27 日改定版

株式会社グランデータ

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、<u>合理的と認められる範囲で</u>この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

 $2 \sim 3$ (略)

(約款の掲示)

第3条

(略)

(用語の定義)

第4条

 $1 \sim 7$ (略)

8 無線基地局設備

無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの

- (1)電波法施行規則<u>(昭和25年電波監理委員会規則第14号)</u>第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。以下「5G基地局設備」といいます。)
- (2) 無線設備規則第49条の29の2に定める条件に 適合する無線基地局設備(当社が設置するものに限りま す。以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。)

9 特定データ通信機器

<u>WiMAX2+基地局設備、</u>5G基地局設備<u>及びLTE</u> 基地局設備と通信する機能を有する無線機器

11 WiMAX機器

WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器 (CDMA基地局設備又はWiMAX2+基地局設備と 通信する機能を有するものを除きます。)

12 WiMAX2+機器

WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線

機器

- 13 Wi-Fi機器
- 14 Root WiMAX通信網
- 15 Root WiMAX
- 16 契約者回線
- 17 Wi-Fi回線
- 18 サービス取扱所
- 19 会員契約
- 20 料金契約
- 21 Root WiMAX契約者
- 22 MACアドレス
- 23 認証情報
- 24 UIMカード

電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、R oot WiMAXの提供のために当社がRoot W iMAX契約者に貸与するもの

- 25 提供開始日
- 26 料金月
- 27 WiMAXサービス
- 28 提携事業者
- 29 セッション
- 30 グローバル I Pアドレス
- 31 プライベートIPアドレス
- 32 WiMAX通信
- 33 W i MAX2+通信
- 34 5 G 通信
- 35 LTE通信
- 36 消費税相当額

(新設)

5 G 基地局設備と通信する機能を有する無線機器

11 WiMAX機器

WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器 (CDMA基地局設備と通信する機能を有するものを除 きます。)

12 WiMAX2+機器

削除

12 Wi-Fi機器

13 Root WiMAX通信網

14 Root WiMAX

15 契約者回線

16 Wi-Fi回線

<u>17</u> サービス取扱所

18 会員契約

19 料金契約

20 Root WiMAX契約者

21 MACアドレス

22 認証情報

23 UIMカード

電話番号その他の情報を記憶して<u>無線機器に装着して使用する I C</u>カードであって、R o o t W i MA X の提供のために当社がR o o t W i MA X 契約者に貸与するもの

24 提供開始日

25 料金月

<u>26</u> WiMAXサービス

27 提携事業者

28 セッション

29 グローバルIPアドレス

30 プライベートIPアドレス

31 WiMAX通信

削除

32 5G通信

削除

33 消費税相当額

34 ユニバーサルサービス料

事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のため の負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に 係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令 第64号)により算出された額に基づいて、当社が定め (新設)

第2章 Root WiMAXの種類 (Root WiMAXの種類)

第4条の2 (略)

(新設)

(Root WiMAXの通信モード)

第4条の3 Root WiMAX契約者は、Root WiMAXの種類に応じて、次表に定める通信モード(それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする特定データ通信機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。)を選択することができます。

Root W	通信モード	利用可能な通信
i MAXの種		
類		
W i MAX+	スタンダード	当社所定のWEBサ
5 Gサービス	モード	イトに掲載している
		スタンダードモード
		に係る区域における
		<u>W i M A X 2 + 通</u>
		<u>信、</u> 5 G通信 <u>及びL</u>
		<u>TE通信</u>

る料金

35 電話リレーサービス料

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 (令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの 提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者 等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令 和2年総務省令第110号)により算出された額に基づい て、当社が定める料金

第2章 Root WiMAXの種類 (Root WiMAXの種類)

第4条の2 (略)

2 W i MAX+5Gサービスには次の種類があります。

第1種WiMAX	第2種WiMAX+5Gサービ
<u>+5Gサービス</u>	ス以外のもの
第2種WiMAX	別表(オプション機能)に定める
<u>+5Gサービス</u>	<u>5G SAオプションを利用可</u>
	能なUIMカードを挿入してい
	る端末設備との間に電気通信回
	線を設定して提供するもの

3 Root WiMAX契約者は、Root WiM AX及びWiMAX+5Gサービスの種類の変更を請求することはできません。

(Root WiMAXの通信モード)

第4条の3 Root WiMAX契約者は、Root WiMAXの種類に応じて、次表に定める通信モード(それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする特定データ通信機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。)を選択することができます。

通信モード	利用可能な通信
スタンダード	当社所定のWEBサ
モード	イトに掲載している
	スタンダードモード
	に係る区域における
	5 G通信
	スタンダード

プラスエリア	当社所定のWEBサ
モード	イトに掲載している
	プラスエリアモード
	に係る区域における
	<u>W i M A X 2 + 通</u>
	<u>信、</u> 5 G通信 <u>及びL</u>
	TE通信

第3章 会員契約

(会員契約の単位) 第5条から

(Root WiMAX契約者が行う会員契約の解除)

第12条まで

(略)

(当社が行う会員契約の解除)

第13条

 $1 \sim 2$

(略)

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、Root WiMAX契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

4 (略)

(新設)

(会員契約の終了) 第14条から (料金契約の終了) 第21条の2まで

(略)

(書面解除の取扱い)

第22条 Root WiMAX契約者は、新たな料金契約(契約移行に係るものを除きます。以下この条において「新規契約」といいます。)又は既に締結されている料金契約の一部の変更(契約移行による料金契約の申込みを含みます。以下この条において同じとします。)を内容とする契約(以下この条において「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。)を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がRoot WiMAX契約者に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した

プラスエリア	当社所定のWEBサ
モード	イトに掲載している
	プラスエリアモード
	に係る区域における
	5 G通信

第3章 会員契約

(会員契約の単位) 第5条から

(Root WiMAX契約者が行う会員契約の解除) 第12条まで

(略)

(当社が行う会員契約の解除)

第13条

 $1 \sim 2$ (略)

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、Root WiMAX契約者について、破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

4 (略)

5 当社は、第1項から第3項の規定によるほか、Root WiMAX契約者の死亡について、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて届出が行われ、当社がその事実を確認した場合であって、以後その会員契約に係るRoot WiMAX通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその会員契約を解除するものとします。

(会員契約の終了) 第14条から (料金契約の終了) 第21条の2まで

(略)

(初期契約解除の取扱い)

第22条 Root WiMAX契約者は、新たな料金契約(契約移行に係るものを除きます。以下この条において「新規契約」といいます。)又は既に締結されている料金契約の一部の変更(契約移行による料金契約の申込みを含みます。以下この条において同じとします。)を内容とする契約(以下この条において「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。)を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がRoot WiMAX契約者に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した

日又は契約者回線の提供を開始した日(変更契約にあっては、その効力を発した日とします。)のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面(はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。)を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「晝面解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、Root WiMAX契約者に負担していただきます。

- 2 <u>書面解除</u>は、Root WiMAX契約者が前項の 書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 3 Root WiMAX契約者は、新規契約の<u>書面解除</u>を行ったときは、その解除までに提供されたRoot WiMAXの料金(事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。)及び登録料以外の料金等の支払いを要しません。
- 4 当社は、変更契約の<u>書面解除</u>があったときは、速やかにそのRoot WiMAXを変更前の状態に復するものとします。この場合、Root WiMAX契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。

 $5 \sim 6$ (略)

第5章 オプション機能 (オプション機能の提供)第22条の2から (Root WiMAXの利用の一時中断があった場合 の取扱い)第22条の3まで (略)

第6章 特定データ通信機器の利用 第1節 UIMカードの貸与等 (UIMカードの貸与) 第22条の4から (UIMカード暗証番号) 第22条の8まで (略)

(特定データ通信機器の接続)

- 第23条 Root WiMAX契約者は、その契約者 回線に又はその契約者回線に接続されている電気通信 設備を介して、特定データ通信機器 (当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びRoot WiMAXの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。) を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

日又は契約者回線の提供を開始した日(変更契約にあっては、その効力を発した日とします。)のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面(はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。)を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、Root WiMAX契約者に負担していただきます。

- 2 <u>初期契約解除</u>は、Root WiMAX契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 3 Root WiMAX契約者は、新規契約の<u>初期契約解除</u>を行ったときは、その解除までに提供されたRoot WiMAXの料金(事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。)、ユニバーサル料金、電話リレーサービス料及び登録料以外の料金等の支払いを要しません。
- 4 当社は、変更契約の初<u>期契約解除</u>があったときは、 速やかにそのRoot WiMAXを変更前の状態に 復するものとします。この場合、Root WiMA X契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、 変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支 払いを要します。

 $5 \sim 6$ (略)

第5章 オプション機能 (オプション機能の提供) 第22条の2から (Root WiMAXの利用の一時中断があった場合 の取扱い) 第22条の3まで (略)

第6章 特定データ通信機器の利用 第1節 UIMカードの貸与等 (UIMカードの貸与)第22条の4から (UIMカード暗証番号)第22条の8まで (略)

(特定データ通信機器の接続)

第23条 Root WiMAX契約者は、その契約者 回線に又はその契約者回線に接続されている電気通信 設備を介して、特定データ通信機器(当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びRoot WiMAXの契約者回線に接続することができるものであって、第1号及び第2号の表示(以下「技適マーク」といいます。)等により当社及び提携事業者が無線設備規則及び技術基準等(別記1に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していることが確認できるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法

- (<u>2</u>) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合 に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合 を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの 検査を行います。
- (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認 定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

 $4 \sim 6$ (略)

第3節 特定データ通信機器の検査等 (特定データ通信機器に異常がある場合等の検査)第2 4条から

(利用中止) 第27条まで

(略)

(利用停止)

第28条 (1) ~ (6) (略)

(7) 第24条(特定データ通信機器に異常がある場合 等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(8) ~ (10) (略)

2 (略)

第8章 通信

(インターネット接続サービスの利用) 第29条から (通信の条件) 第30条まで

(略)

(通信利用の制限)

第31条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な

- により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続 の請求をしていただきます。
- (1)特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和56年郵政省令第37号)様式第7号又は 第14号の表示
- (2)端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平 成16年総務省令第15号)様式第7号又は第1 4号の表示
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続に用いる無線機器が、無線設備規則に適合していないとき。
- (2) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (<u>3</u>) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合 に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合 を除き、その接続に用いる無線機器が無線設備規則及 び技術基準等に適合しているかどうかの技術基準等に 適合するかどうかの検査を行います。
- (1)技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に 適合していることが確認できるとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

 $4 \sim 6$ (略)

第3節 特定データ通信機器の検査等

(特定データ通信機器に異常がある場合等の検査)第2 4条から

(利用中止) 第27条まで

(略)

(利用停止)

第28条 (1)~(6) (略)

(7) 第24条(特定データ通信機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線機器の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

 $(8) \sim (10)$ (略)

2 (略)

第8章 通信

(インターネット接続サービスの利用) 第29条から (通信の条件) 第30条まで

(略)

(通信利用の制限)

第31条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な

事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、 次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記2の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機

幫

第31条の2

 $(1) \sim (4)$ (略)

2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い(以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

Root WiMAXO	総量速度規制データ量
種類	
W i MAX+5Gサービ	16, 106, 127, 360 バイト
ス	(15 ギガバイト)

第31条の3から第31条の4まで

(略)

事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

新聞社等の機関

別記2の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機

関

備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施 行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指 定する機関をいいます。以下同じとします。

第31条の2

 $(1) \sim (4)$ (略)

2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限する取扱い(以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

(0)1 //01=/2//////////	C 51/0/C11 . 51/0
Root WiMAXO	総量速度規制データ量
種類	
<u>第1種</u> W i MAX+5G	16, 106, 127, 360 バイト
サービス	(15 ギガバイト)
第2種W i MAX+5G	32,212,254,720 バイト
サービス	(30ギガバイト)

第31条の3から第31条の4まで

(略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用)

第32条

(略)

第2節 料金等の支払義務 (基本使用料の支払義務)

第33条

(略)

(基本使用料の日割り)

- 第34条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用 料をその利用日数に応じて日割りします。
- (1)料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加 又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基 本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用 します。
- (2) 第33条(基本使用料の支払義務)第2項第3号 の表の規定に該当するとき。
- (3) 第38条 (料金の計算方法等) の規定により料金 月の起算日の変更があったとき。
- 2 前項第1号から第3号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第33条(基本使用料の支払義務)第 2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 3 第1項第3号の規定による基本使用料の日割りは、 変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(プラスエリアモードオプション料等の支払義務) 第34条の2

(略)

(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務)

第34条の3

(略)

(手続きに関する料金の支払義務) 第35条から (工事費の支払義務) 第37条

(略)

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第38条 $1 \sim 2$ (略)

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額(消費税相 当額を加算しない額をいいます。以下同じとしま す。)により行います。料金を日割りする場合には、 第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用)

第32条

(略)

第2節 料金等の支払義務 (基本使用料の支払義務)

第33条

(略)

削除

(プラスエリアモードオプション料等の支払義務) 第34条

(略)

(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料 の支払義務)

第34条の2

(略)

(手続きに関する料金の支払義務) 第35条から (工事費の支払義務) 第37条

(略)

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第38条 1~2 (略)

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額(消費税相 当額を加算しない額をいいます。以下同じとしま す。)により行います。 なお、料金については、日割 りは行いません。 税抜額を日割りした額に消費税相当額を加算した額を 適用します。

(債権の譲渡)

第39条 Root WiMAX契約者(料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。)は、その料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に<u>譲渡することを</u>承諾していただきます。

 $2 \sim 3$ (略)

(債権の買い戻し) 第40条から (料金等の請求) 第40条の2まで (略)

(料金等の支払い)

- **第41条** Root WiMAX契約者は、料金契約に 係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記4に規 定する支払方法のいずれかを指定していただきます。
- 2 Root WiMAX契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
- 3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、 次のいずれかに該当したときは、払込票を発行しま す。この場合において、Root WiMAX契約者 は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわら ず、その払込票を使用して料金等を支払っていただき ます。
- (1) クレジットカードが使用不能であることを当社が知ったとき。
- 5 前項の場合において、当社は、前項に該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、Root WiMAX契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
- 6 Root WiMAX契約者は、第39条(債権の 譲渡)の規定により譲渡した債権について、料金回収 会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意して いただきます。

(**料金の一括後払い**) 第42条から (買い戻しによる預託金の充当) 第46条まで (略)

第5節 割増金及び延滞利息

(債権の譲渡)

第39条 Root WiMAX契約者(料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。)は、その料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に<u>譲渡をする</u>場合があることを承諾していただきます。

 $2 \sim 3$ (略)

(債権の買い戻し) 第40条から (料金等の請求) 第40条の2まで (略)

(料金等の支払い)

- 第41条 Root WiMAX契約者は、料金契約に 係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記4に規 定する支払方法のいずれかを指定していただきます。
- 2 Root WiMAX契約者は、料金契約に係る料金等について、<u>前項に基づき指定した支払方法により、別記4</u>に定める期日までに、指定した支払方法により支払っていただきます。
- 3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、 次のいずれかに該当したときは、払込票を発行しま す。この場合において、Root WiMAX契約者 は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわら ず、その払込票を使用して料金等を支払っていただき ます。
 - (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する 前に料金等の支払いを要するとき。
 - (2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足 により2回連続で完了しなかったとき。
- ($\underline{3}$) クレジットカードが使用不能であることを当社が 知ったとき。
- 5 前項の場合において、当社は、前項<u>第2号又は第3</u> <u>号</u>に該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、Root WiMAX契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
- 6 Root WiMAX契約者は、第39条(債権の 譲渡)の規定により譲渡した債権について、料金回収 会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意して いただきます。

(料金の一括後払い) 第42条から (買い戻しによる預託金の充当) 第46条まで (略)

第5節 割増金及び延滞利息

(**割増金**) 第47条から (**端数処理**) 第49条まで (略)

第10章 保守

(当社の維持責任)第50条から(修理又は復旧)第53条まで(略)

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 1~2 (略)

- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定 にあたっては、第34条(基本使用料の日割り)の規 定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、Root WiMAXを提供すべき場合に おいて、当社の故意又は重大な過失によりその提供を しなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)第55条

(略)

第12章 雑則

(承諾の限界) 第56条から

(Root WiMAX契約者に係る情報の利用) 第5 9条まで

(略)

(公衆無線LANサービスの認証)

第59条の2 Root WiMAX契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。)が公衆無線LANサービス契約約款に基づきRoot WiMAX契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へそのRoot WiMAX契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。au Wi-Fi SPOTのご利用にあたっては「au Wi-Fi SPOTのご利用にあたっては「au Wi-Fi SPOT利用規約」が適用されます。規約は以下のURLからご確認ください。

http://www.uqwimax.jp/signup/term/

SSID「au_Wi-Fi2」 に対応した国内のスポットで ご利用いただけます。海外でのご利用はできませんの でご注意ください。

2 当社は、前項の対応に関して生じた損害について は、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わ ないものとします。 (**割増金**) 第47条から (**端数処理**) 第49条まで (略)

第10章 保守 (当社の維持責任)第50条から (修理又は復旧)第53条まで (略)

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 1~2 (略)

削除

3 当社は、Root WiMAXを提供すべき場合に おいて、当社の故意又は重大な過失によりその提供を しなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責) 第55条

(略)

第12章 雑則

(承諾の限界) 第56条から

(Root WiMAX契約者に係る情報の利用) 第5 9条まで

(略)

<u>削除</u>

(認定機器以外の特定データ通信機器の扱い) 第59条の3 (略)

(合意管轄裁判所)第60条から(準拠法)第61条まで(略)

料金表

第1表 Root WiMAXに関する料金 第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第33条(基本使用料の 支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(1)基本使用料 の料金種別の選択 ア 基本使用料には、次の料金 種別があります。

(ア)WiMAX+5Gサー ビスに係るもの

基本使用料の料金種別

Root WiMAX 5G 無制限プラン

- イ Root WiMAX契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。 <u>auスマートバリューまたは自宅セット割の適用を受ける</u>ためには、別途提携事業者へお申込みいただく必要があります。
- ウ Root WiMAX契約 者は、基本使用料の料金種別 を変更するときは、そのこと を当社が別に定める方法によ りサービス取扱所に申し込ん でいただきます。ただし、別紙 において基本使用料の料金種 別の変更ができないこととさ れている場合は、その申込み を行うことはできません。
- エ 当社は、<u>ウ</u>の申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

ただし、業務の遂行上やむを 得ないときは、この限りでありま (認定機器以外の特定データ通信機器の扱い) 第59条の2 (略)

(合意管轄裁判所)第60条から(準拠法)第61条まで(略)

料金表

第1表 Root WiMAXに関する料金 第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第33条(基本使用料の 支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

1)基本使用料 の料金種別の 選択

- ア 基本使用料には、次の料金種 別があります。
- (ア)第1種WiMAX+5Gサ ービスに係るもの

基本使用料の料金種別

Root WiMAX 5G無 制限プラン

(イ)第2種WiMAX+5Gサ ービスに係るもの

基本使用料の料金種別

Root WiMAX 5G使 い放題プラン

- イ Root WiMAX契約者 は、料金契約の申込みに際し て、基本使用料の料金種別を選 択していただきます。
- ウ Root WiMAX契約者 は、基本使用料の料金種別を変 更するときは、そのことを当社 が別に定める方法によりサービ ス取扱所に申し込んでいただき ます。ただし、別紙において基本 使用料の料金種別の変更がでさ ないこととされている場合は、 その申込みを行うことはできま せん。
- エ 当社は、<u>イ</u>の申込みがあった 場合は、その申込みを当社が承諾 した日を含む料金月の翌料金月の 初日から変更後の料金種別による 基本使用料を適用します。ただし、 業務の遂行上やむを得ないとき は、この限りでありません。

	せん。
(2) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	ア Root WiMAX ギガ放題プラス (以下、この欄において「本プラン」と称します。)の適用を受けている契約者回線については、スタンダードモードによる通信に係る情報量を、第31条の2 (通信利用の制限)第2項に定める累計課金対象データ量の集計から除外します。 イ Root WiMAX ギガ放題プラスの適用を受けている契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。ウ 本プランの適用を受けている契約者回線については、総量速度規制を行いません。ウ 本プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。
(3) a u \times	(略)
トバリュー等の適	
用による総量規制	
の取扱い	

2 料金額

WiMAX+5Gサービスに係るもの

1料金契約ごとに月額

	± 1	
	料金額	料金額
区分	税抜額(税込	税抜額(税込
	額)	額)
適用月	1 か月目	2か月目以降
Root Wi	1,500 円	4 F00 III
MAX 5G無	(1,650円)	4, 500 円 (4, 950 円)
制限プラン		(4,900円)
(新設)		

第2 プラスエリアモードオプション料等

1 適用

プラスエリアモードオプション料の適用については、第34条の<u>2</u>(プラスエリアモードオプション料等の支払

(2)基本使用 料の料金種別	削除
による総量規制の緩和等	
(<u>2</u>) a u スマ	(略)
ートバリュー	
等の適用によ	
る総量規制の	
取扱い	

2 料金額

WiMAX+5Gサービスに係るもの

1料金契約ごとに月額

	料金額	料金額
区 分	税抜額(税込	税抜額(税込
	額)	額)
適用月	1 か月目	2か月目以降
Root Wi MAX 5G無 制限プラン	1,500円 (1,650円)	4,500円 (4,950円)
Root W iMAX 5 G使い放題プ ラン	<u>1,660円</u> (1,826円)	5,000円 (5,500円)

第2 プラスエリアモードオプション料等

1 適用

プラスエリアモードオプション料の適用については、第 3.4条の1/2(プラスエリアモードオプション料等の支払 義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

<表は省略>

第2~第5 (略)

第2表 (略)

別表 オプション機能

1 適用

グローバルIPアドレスオプション (略)
(新設)

2 料金額 (略)

別記

 $1 \sim 3$ (略)

4 Root WiMAX契約者が指定できる支払方法

会員契約	Root WiMAX契約者が指定でき	
の名義	る支払方法	
個人	当社が指定する金融機関等に係るクレジ	
	ットカード決済	

5 当社が別に定める日までに申し込まれたWiMAX +5Gサービスに係る料金契約のうち、当社が指定するWiMAX+5G機器(以下「対象機器」といいます。)の購入と同時に(1)に定める基本使用料の料金種別(以下「対象種別」といいます。)を選択して締結された契約については、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から(2)の料金額を控除する取扱い(以下「端末サポート割36」といいます。)を行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて(2)の控除額を日割りして適用します。なお、割引額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

<表は省略>

第2~第5 (略)

第2表 (略)

別表 オプション機能

1 適用

1 グローバル I Pアドレスオプション (略)

種 類		提	供条	件
<u>5G SA</u>	5 0	SA (Z	タンドアロ	ューン) によ
オプション	るi	通信を行うこ	ことができる	る機能をいい
	まっ	<u> </u>		
	<u>備</u>	(1) 第2	2種WiMA	A X + 5 Gサ
	考	<u>— Ł</u>	ごスの契約者	新回線(当社
		<u>が</u> 另	川に定める種	多動無線装置
		<u>を</u> 禾	川用している	るものに限り
		<u>ま</u> す	-。) に限り拮	<u> 是供します。</u>
		(2) 本榜	と能に関する	るその他の提
		<u>供</u> 象	条件について	ては、当社が
		<u>別に</u>	定定めるとこ	ころによりま
		<u>す。</u>	_	

2 料金額 (略)

別記

 $1 \sim 3$ (略)

4 Root WiMAX契約者が指定できる支払方法

会員契約 の名義	Root Wi MAX契約者が 指定できる支払 方法	支払期日
個人	当社が指定する 金融機関等に係 るクレジットカ ード決済	クレジットカード会社から当社への支払日とします。ただし、クレジットカード会社からRootWiMAX契約者の支払状況等により当社に料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった場合は、その通知があった日とします
個人	Root Wi MAX契約者が 指定する口座から当社の口座への口座振替	支払義務発生日の翌 月26日といたしま す。

_

(1)割引期間

	7				
区分	基本使用料	割引期間	控除額		
	の料金種別				
端末サポ	Root	提供開始日	1 料金契約		
ート割 36	WiMAX	を含む料金	ごとに月額		
	5G 無制限プ	月から起算	550 円		
	ラン	して36料	(税込 605		
		金月間	円)		

1 5 Gキャンペーン割の適用を受けている回線 卸契約について、契約の解除又は対象種別以外の 料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表 に定める割引終了月をもって本割引の適用を終 了します。

区 分	割引終了月
回線卸契約の解除があ	その解除があった日を含む
った場合	料金月
対象種別以外の料金種	その変更があった日を含む
別への変更があった場	料金月の前料金月
合	

6 (新設)

5 当社が別に定める日までに申し込まれたWiMAX +5Gサービスに係る料金契約のうち、当社が指定するWiMAX+5G機器(以下「対象機器」といいます。)の購入と同時に(1)に定める基本使用料の料金種別(以下「対象種別」といいます。)を選択して締結された契約については、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から(2)の料金額を控除する取扱い(以下「端末サポート割36」といいます。)を行います。

5

以上

(1)割引期間

区分	基本使用料	割引期間	控除額
1 %	の料金種別	17777117	74177187
端末サポート割36	R o o t W i M A X 5 G 無制限 プラン	提供日 日 を 日 り は は は は り る り り し て 3 6 り 日 り 日 り 日 り し て り り り り り り り り り り り り り り り り り	1 料金契約ご とに月額55 0円 (税込605 円)
端末サポ ート割36	<u>R o o t</u> <u>W i M A X</u> <u>5 G 使 い放</u> <u>題プラン</u>	提供開始 日を含む 料金月か ら起算し て36料 金月間	1料金契約ご とに月額70 <u>0円</u> (税込770 円)

(2) 5 Gキャンペーン割の適用を受けている回線卸契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。

区 分	割引終了月
回線卸契約の	その解除があった日を含む料金月
解除があった	
場合	
対象種別以外	その変更があった日を含む料金月
の料金種別へ	の前料金月
の変更があっ	
た場合	

6 Root WiMAX契約者が、WiMAX+5Gサービスの契約中に当社が提供する電気需給契約(以下「電気契約」といいます。)の利用を申し込んだ場合、その基本使用料から(1)の料金額を控除する取扱い(以下「セット割」といいます。)を行います。なお、本割引の適用を行った場合、電気契約に紐づく電気の利用料金と合算しての請求に切り替わるものとし、別記4(Root WiMAX契約者が指定できる支払方法)の規定にかかわらず、電気契約においてRoot WiMAX契約者が指定できる支払方法)の規定にかかわらず、電気契約においてRoot WiMAX契約者が指定できる支払方法)の規定にかかわらず、電気契約においてRoot WiMAX契約者が指定する支払方法により支払いを行うものとします。

(1)割引内	汯		
<u>区</u> 分	基本使用料	割引条件	<u>控除額</u>
	の料金種別		
でんきセ	Root	Root	
<u>ット割</u>	<u>W i MAX</u>	<u>W i M A</u>	1 料金契約ご
	<u>5 G使い放</u>	<u>X と合わ</u>	とに月額50
	題プラン	せて電気	<u>0円</u>
		契約を契	(税込550
		約した場	<u>円)</u>
		<u>合</u>	

以上